2　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　本人特定事項を隠蔽する目的で、第七十条第四項の規定に違反する行為（本人特定事項に係るものに限る。）をした者

二　第百七十五条第一項又は第二項の規定に違反した者

第二百四十条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六十一条第一項（第百三十一条、第百四十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して役員を変更したとき、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたとき。

二　第七十条第五項の規定に違反して、入場等回数制限対象者該当性についての確認以外の目的のためにカジノ管理委員会に対し照会をし、又は回答情報を当該確認以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供したとき。

三　情を知って、前号の違反行為をした者から回答情報の提供を受けたとき。

四　第七十条第六項の規定に違反して、回答情報を使用し、又は第三者に提供したとき。

五　情を知って、前号の違反行為をした者から回答情報の提供を受けたとき。

六　第九十一条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

七　第九十六条第一項（第百一条第三項（第百三十三条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び第百三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

八　第百十四条、第百三十四条第一項若しくは第百五十八条第一項の規定に違反してその雇用する者その他の者を特定カジノ業務、特定カジノ施設供用業務若しくは特定カジノ関連機器等製造業務等に従事させたとき、又は偽りその他不正の手段によりこれらの規定の確認を受けたとき。

九　偽りその他不正の手段により第百十七条第二項（第百三十四条第二項及び第百五十八条第三項において準用する場合を含む。）の更新を受けたとき。

十　第百四十八条第二項又は第百四十九条において準用する第五十二条第一項の規定に違反して、業務方法書又は定款を変更したとき。

十一　第百九十九条第一項若しくは第二百条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は第百九十九条第二項若しくは第二百条第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十二　第二百五条第一項又は第二百七条第一項の規定による命令に違反したとき。

第二百四十一条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第一項の規定による届出をしないで営業を開始し、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第十九条第一項の承認を受けないで設置運営事業等を廃止したとき。

三　第二十八条第七項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による確認書（同条第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定によりその内容を訂正したものを含む。）若しくは同条第十一項の規定による四半期報告書（同条第十二項において準用する同条第十項の規定によりその内容を訂正したものを含む。）の提出をせず、又はこれらに虚偽の記載をして提出したとき。

四　第二十八条第十三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき。

五　第五十九条第一項（第百三十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。）の申請書又は第五十九条第二項（第百三十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六　第六十七条第四項の規定に違反して、帳簿を備えず、これに記録すべき事項を記録せず、若しくはこれを保存せず、又は帳簿に虚偽の記録をしたとき。

七　第六十八条第一項若しくは第七十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八　第七十七条（第九十条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿書類を作成せず、若しくはこれを保存せず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

九　第八十五条第七項（第九十条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

十　第八十八条第二項若しくは第三項又は第八十九条（これらの規定を第九十条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十一　第九十九条（第百三十三条第四項において準用する場合を含む。）、第百九条第一項若しくは第百二十一条第二項（第百三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二　第百十八条第一項（第百三十四条第二項及び第百五十八条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して確認特定カジノ業務従事者、確認特定カジノ施設供用業務従事者若しくは確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者の従事する業務の種別を変更したとき、又は偽りその他不正の手段により第百十八条第一項の承認を受けたとき。

十三　第百二十二条の規定に違反したとき。

十四　第百三十七条第一項の申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

十五　第百五十一条第四項若しくは第百五十六条第一項の規定による表示を付さず、又は虚偽の表示を付したとき。

十六　第百五十一条第五項又は第百五十六条第二項の規定に違反して、表示を付し、又は紛らわしい表示を付したとき。

十七　第百五十四条第四項（同条第五項後段において準用する場合を含む。）、第百五十五条第三項若しくは第百五十七条の規定に違反して、記録を作成せず、若しくはこれを保存せず、又は虚偽の記録を作成したとき。

十八　第百八十一条第三項の規定に違反して、入場料又は認定都道府県等入場料を立て替え、又は補塡したとき。

第二百四十二条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四十八条第五項（第百三十条において準用する場合を含む。）、第六十一条第三項（第百三十一条、第百四十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。）、第七十四条第四項若しくは第百四十七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第五十一条第一項又は第三項（これらの規定を第百三十条及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三　第六十四条第二項（第百三十一条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出をせず、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。

四　第六十八条第五項若しくは第六項（これらの規定を第百三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条第二項（第七十三条第十二項、第七十六条第五項、第百二条第二項（第百三十三条第四項において準用する場合を含む。）、第百六条第八項、第百八条第五項、第百十条第三項、第百十一条第三項及び第百二十三条第二項（第百三十五条第三項及び第百五十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録を作成せず、若しくはこれを保存せず、又は虚偽の記録を作成したとき。

五　第七十条第一項後段、第七十四条第五項若しくは第百八条第二項の規定に違反して、記録を作成したとき。